

小西 続きまして、もう一人の方からお話を頂戴したいと思います。その方のご略歴を皆様にご紹介させていただきます前に、まず見ていただきたい動画がございます。

【 動画『幸せなら手をたたこう』 作詞：木村利人 作曲：スペイン民謡 】

皆様、ご存じのとおり、「幸せなら手をたたこう」という歌でございます。私が小学生のとき音楽の教科書に載っておりまして、それを一生懸命歌った記憶がございます。今、この歌詞を改めて見てまいりますと、どこことなく哀しげな雰囲気が漂ってくる。もっとも、歌の内容は、今の生と明日への希望というものを歌っている。何か不思議な歌だな……と感じ疑問に思っていました。今回、それがなぜかということが一つわかりました。この「幸せなら手をたたこう」という歌詞を作詞されましたのが、次にご登壇していただきます木村利人先生でございます。

木村利人先生は、生命倫理学、バイオエシックスのパイオニアの一人として、国際的に大活躍されていらっしゃる先生、一般的にはそのような紹介がなされていらっしゃると思います。しかしながら、実はそれは二つの面で必ずしも正しいというわけではございません。木村先生ですが、このスライドにはスペースの都合上載せられませんでした。東京都病院倫理委員会の会長、厚生労働省厚生科学審議会の委員、司法制度改革推進本部法曹制度検討会委員、日弁連綱紀委員、医師国家試験委員など歴任されていらっしゃるように、日本でも大活躍されていらっしゃいます。そして、何よりも、木村先生の生命倫理、バイオエシックスというものは、従来の応用倫理的な生命倫理ではございません。アジア、ヨーロッパ、アメリカの、約 30 年にわたって、各地の大学・研究機関で国際的な学問的交流と実践的な人権運動の体験の中から生まれた独創的な発想に基づく、いわば「木村バイオエシックス」とも言うべきものでございます。この、現在さまざまな学問的分野の研究者から国際的な注目を浴びつつある超学際的な木村バイオエシックスの一端を、今日はお伺いしたいと思います。本日は、ドイツ・日本・アメリカにおける軍事医学とバイオエシックス——戦後 70 年の節目に、国際的な「倫理・法・医学」の軌跡をたどる——と題するお話を頂戴したいと思います。木村先生、よろしく願いいたします。

ドイツ・日本・アメリカにおける 軍事医学とバイオエシックス

——戦後 70 年の節目に、国際的な「倫理・法・医学」の軌跡をたどる——

木村利人



【略歴】

- | | |
|-----------|--|
| 1965-69 年 | タイ・チュラロンコン大学講師 |
| 1970-72 年 | ベトナム戦時下のサイゴン大学で研究と教育に従事 |
| 1972-75 年 | スイス・ジュネーブ大学大学院教授、世界教会協議会(WCC)
エキュメニカル研究所副所長 |
| 1975-78 年 | 早稲田大学法学部講師 |
| 1978-80 年 | アメリカ・ハーバード大学研究員 |
| 1980-00 年 | ジョージタウン大学・ケネディ倫理研究所・国際バイオエシックス
研究部長及び同大学医学部客員教授 |
| 1987-04 年 | 早稲田大学人間科学部教授 |
| 2006-12 年 | 恵泉女学園大学学長 |

▷その他

- 早稲田大学、東京女子医科大学共同大学院特任講師
- 早稲田大学名誉教授
- 元日本生命倫理学会・会長・代表理事（第9期 2009-12）
- ジョージタウン大学ケネディ倫理研究所・Faculty Affiliate
- 日本赤十字社血液事業審議会・会長

ドイツ・日本・アメリカにおける

軍事医学とバイオエシックス

——戦後 70 年の節目に、国際的な『倫理・法・医学』の軌跡をたどる——

早稲田大学名誉教授 木村 利人

本日は、医事法と生命倫理の新しい超学際的研究の展開に極めて重要な意義と未来への大きな学問的発展を確実なものとする明治大学 ELM（法・医・倫理の資料館）発足にあたって、その開設記念の講演をする機会を与えられましたことに心から感謝申し上げます。

この明治大学 ELM には、それぞれのテーマに関連する図書をはじめ、日本の医事法の泰斗であられた唄孝一先生が収集された極めて貴重な文献・資料が収蔵されましたことにつきまして、明治大学の多大なご貢献とご配慮に、この分野の研究者の一人として深く感謝申し上げます次第であります。

なお、本日の配布資料中には、唄先生の「法・医・倫理」に関連したバイオエシックス論をめぐって、私が執筆した文献紹介のコピー（『志したこと、求めたもの』唄孝一、「年報・医事法学」第 29 号、日本医事法学会編、日本評論社、2014）がございますので、それを是非ともご参照頂ければと願っております。

1. 戦後 70 年と「しあわせなら手をたたこう」

ただ今、小西先生から私の経歴、そしてまた私がグローバルな人権運動として提唱してきた超・学際的な「バイオエシックス」につきましてご丁寧なご紹介を頂きまして心から御礼申し上げます。

その中で、私が 50 年以上も前に作詞しました「しあわせなら手をたたこう」という唄につきましてもふれていただきまして、大変に恐縮いたしました。

私の今日の講演のタイトルの副題を「戦後 70 年の節目に、国際的な『倫理・法・医学』の軌跡をたどる」といたしましたが、実はこの「しあわせなら手をたたこう」という唄は本年の「戦後 70 年の節目」に思いをめぐらすにあたって深い関係があるのです。というのは、かつての大日本帝国がフィリピンを侵略したことを深く反省し、アジアの平和と幸せへの願いをこめて培った友情に感謝しつつ、今から 56 年前に私はこの唄の作詞をしたからなのです。

何故、この唄ができたかの背景を知っている方は、今日のこの会場には殆どおられない

かと思いますので、私が提唱して来た「いのちの尊厳の原理に基づくバイオエシックス」研究の原点とも言えるこの私の若き日のフィリピンでの戦争と平和の体験を、はじめにお伝えしておきたいと思います。

「しあわせなら手をたたこう」の作詞をしたのは私が早稲田大学の大学院法学研究科に学んでいた時のことでした。1959年に、フィリピンのYMCAが主催してマニラ北部にあるパンガシナン県ダグパン市の小さなルカオ村小学校で開催されたワークキャンプに参加したことがきっかけでこの唄をつくることになりました。当時、このワークキャンプでボランティアの労働奉仕をしまして、小学校の運動場のバスケットボールのコート建設、校舎の外側の排水溝工事などをしました。更に、簡易トイレを作るための穴を10個以上掘りましたが、これはかなりの重労働でした。これは、専門家の指導による公衆衛生活動の一環として、まだ当時その農漁村地域では海岸端の砂浜が潮の満ち干を利用した自然のトイレだったので、それを変えるためのフィリピン農村復興運動(Philippine Rural Reconstruction Movement, 略称PRRM)の一環でもありました。

ところが、そのダグパン地域に行って本当に大きなショックを覚えたのです。実は、そのルソン島リンガエン湾の海岸は、1941年12月22日に日本軍が上陸した場所で、当時の上陸用舟艇などの残骸も半分砂に埋まったりしてまだ残っていました。日本の侵略軍は戦闘で強く抵抗するフィリピン軍と民間人への残虐行為もいろいろと行いました。その悲惨な戦争が終わってから初めて日本人が来たということで、私たちがワークキャンプに参加した時、村人たちの恨みや憎しみの眼差しに晒され、非常に厳しい雰囲気の中で作業をしました。ダグパン市の庁舎の外壁にも大きな弾丸の痕が残っていました。市長に招かれお会いした時には、「君は何を勉強しているの?」と聞かれまして、「Jurisprudenceです」と言いましたら、「エッ? Jurisprudence? 日本軍は法や正義を全く無視した残酷で卑劣な戦闘行為で市民も多数殺傷し、占領軍として過酷な軍政による支配をした」と言われました。

ワークキャンプでは、ルカオ小学校を宿舎にして、約1ヵ月間、炎天下で汗水を流して一同が一緒に作業をしました。やっぱり、共に汗を流して共同の仕事をしていれば、だんだん打ち解けてくるのです。朝夕の礼拝で聖書を読み、祈り、話し合いをしている中で、親しくなったフィリピンのワーク・キャンパーたちから次のように言われました。「実は、本当のことを言うと、日本から誰かが来たら、殺してやろうかと思っていた。私たちは戦争で日本軍にひどい目に遭わされた。日本の人々はそのことを知っているの?」と。私は、戦時中には小学生でしたが、山梨県の岩殿山近くのお寺に東京から集団疎開させられました。当時、日本はABCD (America, British, China, Dutch) 諸国に包囲されて、経済的にも資源が枯渇し、生き残るために止むを得ず立ち上がり、そしてアジアの植民地解放のために「聖戦」をしていると『洗脳』されていました。「天皇陛下のためならば・・・東洋平和のためならば、何で命が惜しかろう」とかいった勇ましい? 軍歌を毎日歌っていました。

しかし、私たちは当時、まさかフィリピンの人々と殺し合う戦争をしているとは思ってもよりませんでした。日本軍が、虐殺や拷問、暴行などどれだけのひどいことをしたかとい

うことも全く知りませんでした。フィリピンはアメリカの植民地でしたので、アメリカ軍とともに日本軍を相手に戦ったのです。私がフィリピンを訪れた 1959 年当時から遡ること 14 年も前の 1945 年に終わった悲惨な戦争の跡地、虐殺や処刑が行われた教会などを直接訪れる機会が与えられ、日本人の一人として「知らなかったでは済まされない」と心から深く反省しました。

そして、カトリックの伝統に育まれて来たフィリピンの友人たちは、私たち日本人に「戦争が終わっているのに、日本人を殺そうと思ったりしたのは間違いだった。私たちは今、平和で幸せな時代を生きている。若い世代の僕たちは、愛し合い、赦し合って生きよう。再び武器を持って戦うことはやめよう」と愛と赦しのメッセージを語りかけてくれたのです。私も、日本の平和憲法にあるように「平和のうちに生きる権利を宣言した日本は再び戦わない」と言って、互いに手を取って涙のうちに、不戦・平和・幸せを誓い合ったのです。

その時の礼拝で読んでいた英文聖書・詩編 47 の一節「Clap your hands for joy, all peoples!」（喜んで手をたたこう、みんなで！）がヒントになって、後に日本語で作詞しました。フィリピンの友人たちは、「私たちは、キリストに在ってトモダチだ!」と言ってくれました。感激しました。そのタガログ語の表現の「タヨ アイ マカイビガン カイクリスト」の音調と言葉が今も爽やかに耳元で鳴り響いています。

この平和を誓い合った日以降、フィリピンの友人たち、村人たちが本当に「態度に示して」親切にしてくれたのです。村民の個人のお宅や結婚式、誕生パーティに招かれ歓迎され、地元のロータリークラブで日本の青年代表としてスピーチをしたり、地元放送局のメグ・ロレンゾという有名なキャスターのインタビュー番組で話しをしたり等、色々な場所に招かれ本当に暖かいおもてなしを受けました。

当時、ルカオ小学校の運動場でこどもたち皆が輪になって椅子に座って歌っていたゲームの歌、いろんなジェスチャーをして、明るく楽しくみんなで遊びましょうという歌のメロディー（これは後に、スペイン発祥でフィリピンに土着化した民謡曲と判明）を聞いて、そのメロディーが耳に残っていましたので、帰国途次のフランス貨客船中で「幸せ・手をたたこう・態度に示そう」の歌詞を書き下ろしてこの曲につけ、10 番まで作ったというわけです。

そして帰国後に、主として早稲田大学の学生たちの「早稲田奉仕園」という学生サークルの集会で歌ったり、その年の東北ワークキャンプで歌ったり、新宿にあった「歌声喫茶」などでも歌われて日本中にアッという間に広がりしました。ちょうど 1964 年・東京オリンピックが開催された頃のテレビでは、歌手の坂本九ちゃんが素晴らしく楽しいムードで歌ってくれました。

その頃、九ちゃんに招かれて新宿のコマ劇場の楽屋で握手をしたのも懐かしい思い出です。また、オリンピックのソ連（当時）体操チームの入場曲にも使われ、外国からの訪問客にも覚えられ、いわば日本発のヒットソングとして、世界中に広まりました。

しかし、私はこの唄を歌うたび毎に、あの悲惨な二度と起こしてはいけない戦争のこと、アジアの友人たちと不戦を誓い、幸せと平和を態度に示して生きようと誓い合ったことを、今もまざまざと思い出すのです。

このようなわけで、戦後 70 年の節目にあたっての、私の今日の講演の第一のメッセージは、「いのちを大事にしよう。平和を作り出すものになろう」ということです。このフィリピンでのこの原体験が私の提唱してきた「いのちの尊厳に基づいたバイオエシックス」の根源にあるのです。

世界に向けて、かつての戦争への根源的な反省をふまえて制定した私たちの憲法前文にあるように「平和的生存」への願いを今後もしっかりと持ち続けていこうではありませんか。

2. ニュルンベルク軍事裁判——ドイツの軍事医学犯罪

さて、次に今日の第 2 のメッセージに焦点をあわせてみましょう。それは、軍事医学への反省と戦争の悲劇を通して、ニュルンベルク軍事裁判の中から生まれた医療の大原則である『同意のない人体実験を絶対に行わない』といういのちの尊厳の大原則を守り抜こうというメッセージです。このニュルンベルク綱領こそ、医療におけるインフォームド・コンセントという概念に、世界ではじめて言及し、それを論理的に構成した重要な概念となったのです。

既にお話しましたように、戦争は人々を狂気に駆り立て、人間の尊厳に基づくバイオエシックス、法における正義、そして医学のヒポクラシスの伝統等を全く無視・侵害して、様々な残虐行為も、国家の戦争目的完遂のために正当化してしまうのです。ドイツでも、日本でも、アメリカでも戦時中の軍事医学は、ひとを癒すべき医学であるよりかは、捕虜や被収容者などの人々を、しばしば生きたまま実験材料としていのちを奪い、殺してから後までも、標本を作成し、データをとるなど徹底的に利用するのを当然のこととした非人間的で残酷な人体実験医学となってしまったのです。

要するに倫理と法と医学とが非人道的な戦争の展開の中で、全く機能を果たさなかったのです。

ところで、今日の講演の展開で、私は、バイオエシックスの様々な原理に至るプロセスを、ナラティブ（Narrative、語り）即ち「物語のアプローチ」で、展開していきたいと思えます。既に、私の作詞した唄の由来をめぐる Story を語りましたが、この Narrative/ Story の中に、バイオエシックスの視座から非常にユニークなケースの具体的な展開、即ち人間にとっての最大の悲劇とも言える「戦争」に反対し、「いのちの尊厳」「法における正義」「医の倫理」を守るという基本的な原理を確認出来ると私は考えているからです。

いうまでもなく、国際連合がその総会で採択した「世界人権宣言」（1948 年）は、第 2 次世界大戦の大きな惨害と基本的人権の侵害が再び起こらないようにとの願いと戦争の無い

未来への希望をもって採択されました。また、2005 年 10 月 15 日のユネスコ総会では「バイオエシックスと人権に関する世界宣言」も採択されました。それらの国際的な成果は、世界の各地での数々の人権侵害への正義の回復を求めての Story の中から展開されて来た事を忘れてはならないのです。特に、この 2005 年ユネスコ宣言においては、倫理・法・医学の関わりを統合的に把握し、「人間に適用される、医学・生命科学及び関連技術に関わる倫理的問題を、その社会的・法的・環境的・側面も考慮して扱う」とした点は極めて画期的です。

さて、1947 年にドイツのニュルンベルク軍事裁判で判示された綱領の国際的な展開は極めて大きなインパクトをもたらしました。なぜこの綱領がしばしばバイオエシックスにおいて取り上げられるのか。これは、本日ここにおいでの皆様方が良くご存知のように、バイオエシックスを考える場合の重要なルーツの一つだからなのです。

1996 年には、このニュルンベルク綱領と呼ばれるようになったアメリカによる軍事裁判判決から 50 年周年を迎えるにあたっての国際会議がフライブルク・アルバート・ルードウィヒ大学で開催されました。私は、この国際会議においてナチス・ドイツの医師たちによる軍事医学犯罪をふまえて、日本の 731 部隊の人体実験に関する報告をしました。この会議の成果は「Ethik und Medizin: 1947-1997, Was leistet die Kodifizierung von Ethik?」というタイトルで、私の論文(Verbrechen gegen die Menschlichkeit. Die vergessene Geschichte Japans)も含めて刊行されています(U. Troehler and S. Reiter-Theil 編、Wallstein Verlag, Goettingen, 1997)。本日は、この論文の英語版「Bioethical “Norms” after Nuremberg Military Tribunal and Medical Crime of the Unit 731, Japanese Imperial Army」(In “Journal of Human Sciences”, Vol. 16, No. 1, pp. 41~47, Advanced Research Center for Human Sciences, Waseda University, 2004.)を参考資料として配布させて頂きましたので、のちほどお読み頂ければと存じます。

このアメリカによる軍事裁判で判示されたニュルンベルク綱領の背景ですが、ナチス・ドイツの体制の医師達が、アウシュヴィッツやダッハウ、その他で、常識で考えてみても、職業倫理、医療倫理の観点からも絶対にしてはいけないとされる非人道的人体実験を強制収容所のユダヤ人などを対象にして行った医学人体実験を裁いたアメリカ軍による軍事裁判によって判示された原則で、それを綱領(Code)と名付けたわけです。

実験の事例としては、たとえば、航空宇宙実験ですが、ドイツ空軍が開発した戦闘機はかなり上空まで高度を上げて 1 万メートルを越え上空に行った時に、どのように人体に障害が生じるかという人体実験などを生きた被収容者を使って行いました。人工的な気圧室を作って、その中のパイロット席に、強制的に身体を括りつけてそして風圧を加えながら、気圧を下げたり上げたりして、風圧も加えて皮膚がどのように損傷を受けるのか、呼吸困難な状況で死に至るのかまでも実験しました。この実験で 1942 年までに約 80 人が死亡にいたりしました。実は、この残酷な記録映像が残ってしまっていて、現在でも観ることができます。何処かといいますと、アメリカのワシントン D.C.にあるホロコースト記念博物館で見

ることが出来ます。博物館の最上階までエレベーターで昇り、そして様々な記録映像を見下ろす四角な囲いがあるコーナーです。映像は自動的に何回もくり返し続いています。恐ろしいことです。

海水中の人体低温実験も行われました。研究の目的は、ドイツ空軍のパイロットがロンドンに爆撃して戻ってくる途中、北海あたりで墜落することがあり、その救命のための実験です。パイロットは、養成に時間がかかりますし、パイロットがいなければいくら航空機があっても飛ばせなくなってしまうので、救助のためにパイロットは海上で浮かぶような飛行服を着せられていて、浮いているパイロットを洋上で駆逐艦が救助します。ところが救助した段階で心臓は確かに動いているのですが、どうやっても助からない人がいるということが判明しました。それで、その原因を探ろうとして行ったのがダッハウで被収容者を使つての海水を満たしたタンクに身体を浸ける実験です。ダッハウでは、ドイツ空軍のラッシャー軍医が、北海の海水の最低温度と同じ6度程度の海水ドックに人間を長時間浸して、どの程度まで時間が経過して、どのように人間は死ぬかという実験をしました。そこで、たとえ心臓が動いていても回復不可能で必ず死ぬケースがあるということが初めて解明されました。1930年代のことです。ハーバードの、脳死基準ができたのが1968年ですから、それよりも約40年も前に、「なるほど、心臓が動いていても、脳の機能が停止した場合には、人間は蘇生しない。」ということが、このダッハウの実験で解明されました。しかし、さすがに残酷な人体実験の結果をそのままのデータで論文にするわけにいかないで、高等類人猿を使った論文として書かれました。これは当然、読む人が読めば、被験者の体温などから人間を使った実験ということがハッキリとわかります。その他、どのような人体実験を行ったかと言いますと、ペストとかマラリアに被患させる実験とか毒ガス吸入実験とか、骨筋肉、骨や筋肉が人体から切り離された場合にどのようにすれば再接合できるとか、あるいは真水が無い状況で海水を飲んだ場合と飲まない場合どうなるか、それから、黄疸の実験とか、避妊、断種の実験などもありました。これはアウシュヴィッツに來た人に名前などを書かせている部屋で、本人たちには全く認識されないような箇所から放射線を照射して、生殖器官に機能障害を起こさせて、男性の場合も女性の場合もこれに避妊の効果があるのかどうかというデータもとったのです。ともかく、毒物の混入とか、それから怪我した場合にどうなるかということで、サルファ剤の実験もありました。収容所の被収容者で怪我をしていない人を強制的につかまえて、わざわざ怪我をさせてそこに泥をすり込んだりして、怪我の治癒のプロセスとサルファ剤の有効性の実験をしました。このように、およそ人間のやることは思えない恣意的で残酷な人体実験を意図的に行つたのです。

これはもう、訴迫が当然です。もちろん、ホロコースト全体も当然訴迫の対象となります。ニュルンベルク国際裁判ということではしばしば間違えられることもあるのですが、今ここで私がとりあげているのは軍事医学裁判つまり Medical Tribunal です。いわゆるナチスの政治的指導者達の裁判は、ニュルンベルクの国際軍事裁判で、これは連合国が参加

しています。Nuremberg Medical Tribunal、つまり医事裁判というのは、これはアメリカ軍が訴追して、たとえば日本でも横浜のBC級軍事裁判ということで、アメリカ軍が訴追しているのと同じケースになります。この軍事医学裁判では、裁判のプロセスで、あまりにひどい事例ですが医学人体実験で犠牲になって、戦後生き延びた証人も登場してきて、足の筋肉の実験的切除をされた女性も登場するなど、とても見るに堪えないような、言葉にできないような場面もあって、ナチス・ドイツの軍事医学専門家は徹底的に非難されました。

裁判での訴追の理由は第一項が平和に対する罪です。平和に対する罪というのは、共同謀議であったかどうかは東京裁判でも問題になりましたが、これについては23人の訴追された医師と医学関係者については、共同謀議はなかったということになりました。それから、戦争犯罪としての責任を問われて、一番ポイントになったのは、先ほどから人間の尊厳という言葉を申し上げましたが、人道に対する罪という点です。ある意味で犯罪組織ともいべきドイツ・ナチス党に入っていたかどうかということが23人の訴追された医師を含む人たちへの判決の重要な判断の分かれ目になっています。死刑か死刑でないかの分かれ目になって、23人中15人が有罪で、7名が絞首刑になりました。

このニュルンベルク綱領では、重要な原則が提示されたのでそれらの原則について、私なりに簡単に整理しておきたいと思います。第1原則は何かと言うと被験者の「自発的同意」ということです。

要するに、ナチス・ドイツの医師達は自分たちの人体実験は、ルールに沿って行った、つまり当時の医学実験のルールに沿って行ったと弁明しました。しかし、いずれの場合にも明らかに、被験者の「自発的同意」は全くありませんでした。

それで、いのちへの一方的な侵害が起きたのですから「自発的同意」は絶対に必要だというのがニュルンベルク綱領の一番大事なポイントなのです。

第2原則は何と言っても、社会的に有益な、意味のある実験なのかどうかということの確認が重要です。たとえば、ナチスの体制のもとでのドイツの医師で、骨格に非常に興味があった解剖学者は、身体障害で生まれた方が生きている時の骨格の写真を撮って、そして実際に殺してから後の骨格を標本にして、いろいろ写真と実物を比較して調査したりしました。ですから、学問的だと言いましたが、とてもとても学問的とは思えない、これに関連して、例えばこのような写真が残されています。(壇上で写真を掲示) これは解剖のために保存してある死体の映像です。また、先ほどの海水に被験者を浸けて人体実験をしているところの写真とかが全て残されています。この写真ではラッシャー軍医が向かって左側にいまして、被験者は海水中に浸けられています。それから、これはロマ(従前からの用語ではジプシーですが現在は使用されません)の人たちの映像です。骨格を取りたいというだけで殺した。毒物を注入して殺した映像です。

これらの今お見せした映像は、どこで入手したかと言いますと、1993年に開館したアメリカのワシントン D.C.にあるアメリカ合衆国ホロコースト記念博物館です。通常の参観者

は博物館の展示しか見ないのですけれど、実は博物館のなかに入って直ぐ左隣にあるエレベーターで 5 階までいきますと、ホロコースト研究マンデル・センターがありまして、そこには公開されている図書・文書・映像などの膨大な資料が保管されていて、手続きに沿って入手が可能です。その数多くのドキュメントの中から、指定して請求しますと、実際に当時撮影された写真や書かれた資料等も全部閲覧し、コピーも入手できます。アメリカの情報公開法の適用があるからです。特に骨格の例で言いますと、この方は生きているうちに、こういう非常に奇形でお生まれになった方、そして、この方がお亡くなりになってから、骨格標本にしました。この写真には、私がホロコースト研究センターで何時入手したかという証明とのスタンプが押してあり、それについての説明がしてあります。こういうものをアメリカはきちんと整理して、残してあります。そういう、生きている人の写真を撮って、それから殺して、そして骨格を標本にするというのは、社会的に許されない殺人で、人間の生命の尊厳への冒瀆です。もちろん刑法上の犯罪です。どのような理由があろうとも社会的にもしてはいけないことです。もちろん「自発的同意」もない殺人を合法化する人体実験と死後の標本作製の事例に、いうべき言葉を失ってしまいます。

そして、第 3 原則が何と言っても、動物実験その他で科学的な実験・検査結果を出して、最終的に人体実験・臨床治験につなげることの有用性を正しく認識することです。

これは、本日の午後のセッションにも少し関係してきますけども、薬剤についてもそうですが、果たして十分に動物実験を手続きに沿って正しくおこなったのかどうか、人体での治験に至る前にそれを十分に行ったのかどうか問われます。それから第 4 原則が、被験者に不要な肉体的な苦痛を与えないようにする処置が大事だということになります。第 5 原則は、死や回復障害の発生を避けること。これは言うまでもないことです。第 6 原則は、危険の程度ですが、リスクがその成果を上回ってはなりません。ですから、こうやれば快復する、というよりも、それをやったことによって死亡してしまった、ということがあり得るわけですので、そういうことについてのリスクと、結果についてきちんとわきまえておかなければならないのです。

それから 7 原則は危険性の問題で、死亡とか障害とかがわずかでも仮に想定される場合には、それに伴った、言わば準備をしておくことの必要性です。

第 8 原則は、資格を持った、正規のトレーニングを受けた人が、治験を行うこと。そして第 9 原則は、被験者が、自由にいつでもやめられること。第 10 原則は、研究者が十分に危険度を認識した場合には直ちに中止するということです。

これらの 10 原則は、基本的にはニュルンベルク裁判で判示されたのです。そして、その後、特に「医師の責任」ということに関連して世界医師会がこの内容を非常に真剣に受けとめました。医師の、先ほども出てきましたけども、倫理的・道徳的責任、ヒポクラテスの原理に基づいた、医師と患者の信頼関係に基づいて世界医師会は新しいタイプの医師の未来を展望する、被験者の人としての「いのちの尊厳」を大事にしたものを綱領として定めよう、というので作成されたのが「ヘルシンキ宣言」です。

この「ヘルシンキ宣言」に関連して、私は今から約 20 年前に、日本全国の大学倫理委員会の調査をしたことがあります。ほとんどの大学の医学部、薬学部関係の倫理委員会の規約や基準の中に「ヘルシンキ宣言」は必ず出てきていました。

一方、ニュルンベルク綱領はあまり引用されていないのです。しかし、ニュルンベルク綱領の中に入っていたこれらの十項目がきちんと「ヘルシンキ宣言」の中に組み入れられていくのです。

ドイツでの 50 周年記念シンポジウムの時に、明らかになったことは、世の中の出来事は、必ずしも時系列で発展していかないということです。この 50 周年記念のシンポジウムではっきりわかったことは、やや意外なことでしたけれど、ニュルンベルク綱領というのは、それが判示されたとき、すなわち 1940 年代後半から 1950 年代にかけては、かなり注目されていたのですが、残念ながら 1960 年代から 1970 年代にかけては、ほとんど忘れられていたのです。ところがアメリカでは、その間に、様々な市民の権利を中心としたいのちをまもり育てる人権運動が起こってきます。公民権運動からはじまって、その中には、患者の権利運動とか、あるいは消費者の権利の運動とか、女性の解放の運動とか、自分のいのちを守り育てる運動が「自分の命は自分で守る」というスローガンで、グローバルには反戦ベトナムにつながっていくのです。このような市民の権利運動が、ベトナム反戦運動へと収斂され、更にグローバルに大きく展開されて行く中でバイオエシックスがダイナミックに形成されたということの理解が何よりも大事です。私のこの配布資料として本日配布しました「市民運動としてのバイオエシックス」（シリーズ生命倫理学編集委員会編「生命倫理学の基本構図」第 14 章、丸善出版、2012）という論稿中に、そのことについて書いておきました。後では是非ともお読みいただければと思います。

アメリカでのこのように大きな、自己決定を中心にした市民のいのちをまもり育てる草の根のコミュニティ運動の中で、患者の権利運動が出てきて、そして「自発的同意」を基盤としたいのちの問題が根本的に見直されてニュルンベルク綱領へと再び遡って行く事になったわけです。これは、ニュルンベルグ 50 周年記念シンポジウムの準備のプロセスで私たちが共同で解明した歴史の流れの再発見でした。

ニュルンベルク綱領はアメリカが作ったことはいふまでもありません。簡単に言うと、アメリカの検事が、判決の中に入れたのです。米国軍事裁判で成立した倫理綱領なのです。ですから、当然アメリカ人は知っていなくてはならないのですが、多くのアメリカ人にとっては、それはヨーロッパの中のドイツというアメリカ国外の Story でした。「ナチズムの凶悪な医師たちを断罪した。彼らとわたしたちアメリカ人に何の関係があるのか。私たちは人道的に正しい医療や実験をしているのだから」となってしまったのです。

しかし、当時アメリカ軍によって訴追され、死刑になったナチス・ドイツの医師達は、「アメリカだって、非人道的な人体実験をやってきたではないか。アメリカでは囚人たちを対象にして人体実験をやってきたし、子どもをも対象にしているろんな人体実験をやってきた。だから私たちもそんな悪いことをやっているわけではない。」と言って自らを弁護しました。

当時既に、そのように自ら行った戦時中の収容所での数々の人体実験をアメリカの刑務所での人体実験の場合と比較して正当化しています。けれども、アメリカ側は全部それらの発言を無視して「ドイツの残酷なナチズムの医師が行ったような人体実験はアメリカでは起こるわけがない。」などと言ってきました。

ところが、公民権運動など、前に申し上げたような人権運動の高まりの中で70年代になってきて、実はアメリカでも医学人体実験による大きな人権侵害が過去に起こっていたという事の詳細が明らかになってきました。周知のように、タスキギー梅毒実験ですが、これは1934年から72年にかけてアメリカ連邦政府の公衆衛生局が中心になって、アフロ・アメリカ系男性を対象にした梅毒の追跡調査をやっていたのですが、十分な説明をしないまま治験対象となった梅毒患者の約半分の600人の梅毒患者を治療しませんでした。治療できるようになっているのに治療しなかったケースです。悪い血を良くするという広報をして、公衆衛生局のアフロ・アメリカ系の女性の担当官が中心になりまして、アラバマ州タスキギー地区の梅毒に被患した地域住民を対象とした調査で、患者の治療は行わず、死後は患者の解剖を行っていました。これが1972年のAP通信により報道され大きな問題となりました。その他、様々な人権侵害、メキシコ系の子どもたちの病院での人体実験も明らかになってきました。そういう中で、ニュルンベルク綱領が見直されていくことになりました。

さて次に指摘しておきたいのは「ペーパークリップ作戦」という極秘ナチス・ドイツの戦争犯罪人のアメリカへの受け入れ計画です。これは何かというと、ナチス・ドイツの戦争犯罪人は、それぞれ個別に詳しく追跡されていて、当然アメリカへの入国というのは極めて困難ということになっていました。しかし、トルーマン大統領が1947年に署名した、特別の秘密の作戦があって「ペーパークリップ作戦」というドイツの有能な人材確保のための極秘の作戦ですが、要するに特定の人をアメリカに移住させる作戦がありました。これは、アメリカなど連合軍とドイツとの戦争は1945年5月に終わっていたのですが、日本とはまだ戦争が続いていたことや、共産圏にドイツの人材を渡さないという共通理解があったのです。そこで、日本と戦争を続けていくために、ドイツの武器や弾薬やロケットなどを使用すべきだということで、トルーマン大統領が署名して、ペーパークリップ作戦でアメリカの軍部に協力するならば、元ナチス党员や軍事犯罪者であっても、できるだけ多く入国させようという作戦が計画されました。これはまだアメリカ人にも、その他の国の人々にも未だ良く知られていない軍事作戦で「Operation Paperclip」といわれています。問題になりそうな人事書類のあるファイルにクリップを挟んで、党歴・戦歴などでアメリカ国務省からチェックされるかもしれない人々について、それを回避するために操作したわけです。これによって、ドイツからアメリカに約500人以上ビザ無しで入国させました。そこで問題なのは、航空宇宙医学関係で入国を許可された人がかなり多かったということです。例えば、有名な人材としてイギリスを攻撃したV2号ロケットを作った、フォン・ブラウンがあげられます。ブラウンは後にアポロ計画を推進し、マーシャル・スペースセン

ター所長になり、アメリカによる世界で最初の月への到着計画に貢献しました。その他様々な人達が入国して来まして、そして NASA（アメリカ連邦政府・航空宇宙局）で雇われて、アメリカの連邦政府による航空宇宙計画が大きく発展していきます。

一方、東ドイツを占領し支配した当時のソビエト連邦が、宇宙航空関係のドイツ人を集団拉致してモスクワ近郊の寒村やゼーリガー湖の中にあるゴロドムリャ島などに連れて行って、そこに閉じ込めて、ロケットの研究を行わせました。そして、ドイツの戦時軍事科学技術の人材の取り合いの中からソビエトとアメリカとが熾烈な宇宙開発競争をするのです。アメリカとソビエト双方の宇宙開発に関わったのはナチス・ドイツ空軍の航空宇宙技術者です。それで、アメリカでは絶対に、ソビエト側に有能なナチス・ドイツの科学技術者達を送るな、党员でも、強制収容所で仕事についていた人でもいいから、とにかくアメリカに移住させようという秘密作戦をやったというわけです。

私は、1993 年に、先ほど言いましたホロコースト記念博物館に行きましたが、その関連文書がありましたので、それを読んでその概略を知っていました。アメリカは、このように元ナチス関係者や軍人に対する追跡と裁判を行う一方では、ナチスの戦争犯罪人を受け入れていました。そしてアメリカの航空宇宙局（NASA）の最大の貢献者の一人として、フォン・ブラウンは勲章を授与されています。

先ほど、指摘しましたように、アメリカにおける 1960 年代からの公民権運動と連携しつつ人間のいのち、自分のいのちの尊厳を守るといった、自分のいのちは自分で守るための情報をきちんととる、そのための情報公開を徹底させということは、アメリカのベトナム戦争での矛盾が契機になって社会的に大きく展開されていきます。

私は、このベトナム戦争が行われていた 1970 年から 72 年にかけての 2 年間、南ベトナムの首都だったサイゴン大学で教えておりました。そのサイゴン大学での当時の私の研究成果を「南ベトナムにおける法と裁判」というタイトルで執筆し、唄先生の恩師であられた川島武宜教授の編集による、「法社会学講座・第 10 巻：歴史・文化と法 2」（岩波書店：1974）に掲載されております。私は比較法社会学の立場から、ベトナムの社会と法も研究対象でしたので、現地であるベトナムでのデータを十分に使用し分析する機会がありました。

この戦時下のベトナムに住んでおまして、私はアメリカ軍事作戦の計り知れない恐ろしさを、つくづくと感じました。ベトナム戦争といえば、関心がある方はすぐ思い浮かぶかと思いますが、何と言ってもアメリカの軍事作戦としての「枯葉作戦」でした。これは、非常に広大な地域に猛毒のダイオキシンを含む化学兵器としての枯葉剤を大量に散布して、ジャングルの樹木や草などを徹底的に枯らして、当時ベトコンと言われていた解放軍の陣地を探し出すという軍事作戦でした。当時の米軍軍事医学専門家の公式発表では作戦に使用されている枯葉剤は植物を枯らすのですが人畜には無害ということでした。しかし、アメリカの専門家は、実はその枯葉剤の大量散布が人畜にも影響があるということは実験の結果わかっていたのです。それについて一般の人々は殆ど知らなかったのです。ただし、

生態学者や昆虫学者等一部の専門家の間では、枯葉剤の大量使用が環境汚染をもたらし、生態系を根源的に変化させ、破壊するとして国際的な学会でもとりあげられアメリカへの批難が行われてもいました。ただ、現地のベトナムの人たちはもちろん実際の生活体験上、そして生まれてくる赤ちゃんの健康状態の悪化から良く知っていたのです。ですから私たちはベトナムに赴任してすぐに、私のクラスの学生が来て、「先生、水道や井戸の水をそのまま飲んででは駄目です。熱湯で煮沸して、それを濾過器に入れて出てきた水を飲んで下さい」、「魚や海老などの海産物には枯葉剤で散布されたダイオキシンが含まれています。続けてたくさん食べたりしないでください。」などと教えてくれました。実際に、直接枯葉剤にふれた人はもちろん、間接的に汚染された水や食物によって、遺伝子にも大きな影響があり重症の奇形で赤ちゃんが生まれてきているという現実がありました。

ところで、この枯葉剤は、ダウケミカルという会社などが生産した、「オレンジ剤（枯葉剤が入ったドラム缶容器の外側にオレンジ色の縞模様をつけたのでこのように略称された）」という化学兵器としての枯葉剤を使用した軍事作戦でした。この枯葉剤は、アメリカのダウケミカル社か、あるいはモンサント社の化学製品を使っていると思い込んでいたのですが日本の枯葉剤に関する調査では化学製品を作っていた日本の会社から、オーストラリアに製品を輸出し、その会社が、オーストラリアから米軍の枯葉剤のためにベトナムに製品を再輸出していたということでした。従って、ベトナム戦争当時に、日本の化学工業会社で作った枯葉剤やナパームがベトナムで使用されていたということが、現在は明らかになっています。日本で製造された原料がもとになった枯葉剤やナパーム弾が、どんなにかベトナムの人々を苦しめてきたか、心の痛む思いです。

2012 年の秋に、南ベトナムのダナンの「枯葉剤被害者救援センター」を訪れ、枯葉剤による四肢の異常や聴力障害を受けた多くの子どもたちに会って、まだまだベトナム戦争後 40 年たっても、あの戦争の後遺症が続いていることをまのあたりにしてショックをおぼえました。センターでは、その中で元気よく暮らしている子どもたちと一緒にゲームをしたり、ベトナム語と日本語で「しあわせなら手をたたこう」を歌って楽しい一時を過ごせたのは嬉しいことでした。

このようにいのちの本体ともいえる DNA に損傷を起こし、いわば次の世代もターゲットにした民族皆殺し、ジェノサイド、英語では genocide で、これは Geno 民族とか遺伝子という意味につながりますが、まさにそれを cide、殺すということ、民族皆殺し、また、いのちの本体ともいえる遺伝子殲滅ということなのです。ベトコンというアメリカの敵を相手にした軍事作戦は、実はベトナムの軍人だけでなくベトナムの全ての人々、私たちのようにベトナムで生活している一般人全体の現在と未来のいのちをも奪うことも知らされて、本当に恐ろしくなりました。更に皮肉なことにベトナム戦争に従軍していた多くの米軍兵士や韓国、オーストラリアなどの一部の兵士たちも、そしてそれらの国でベトナム帰還兵が結婚して生まれた次の世代の赤ちゃんたちにも障害が出ているのです。

私は、1970 年のサイゴン市（現在のホーチミン市）でいのちを滅ぼす枯葉剤作戦の実態に

出会って、これはいのちの尊厳の問題、人権の問題、そして学問の領域と伝統的な学問の従来の領域を越えた、バイオエシックスといういのちを中心にした『超・学際的な』研究領域を全く新しく作り出さなければならないと思うに至りました。それは、その頃読んでいたイギリスの科学評論家のテイラーが書いた「生物学的時限爆弾 (The Biological Time Bomb)」というタイトルの本の 6 章に「遺伝子戦争 (Gene Warfare)」が取り上げられており、正にベトナムでそれが既に実現していることを知ったからでもありました。

この本には、その他のトピックスとして、いのちの様々な問題、たとえば生殖補助医療や生と死の延長などの問題が取り扱われていました。私たちが専門家と称する人々によるいのちのコントロールから脱却し、自らを解放するために、自分のいのちについての情報、たとえばインフォームド・コンセントによる正確な情報を手にして、自分たちのコミュニティのなかで仲間とつながり、いのちをまもり育てる人権運動をベースにした生き方の変革がどうしても必要だと思うに至ったからでした

このようにして、東南アジア比較法社会学・比較家族法が専門だった全く新しい学問研究の分野を作り出すための次のステップに向かいました。

すなわち、私は、いのちに関わりを持つあらゆる学問分野を新しく統合し直すバイオエシックスという展開へと未踏の道を切り拓くことを目指して、ジュネーブの世界教会協議会 (World Council of Churches : 略称・WCC) のエキュメニカル研究所で 3 年間副所長、教授として任務につき、ジュネーブ大学大学院で「いのちと人権」「法と医療倫理」などのゼミを担当し、講義をしました。更に WCC エキュメニカル研究所において WHO 医療法制部や世界医師会、国際医科学機構協議会 (CIOMS) などと連携して 1973 年から 1975 年にかけてバイオエシックスをテーマにした国際会議を 3 回開催しました。これらの活動の展開に沿ってヨーロッパ、アジア、アフリカ、アメリカ、中南米、大洋州などの諸国と連携して国際バイオエシックス学会 (International Association of Bioethics: IAB) をオランダで発足させるための創設理事に就任し、その設立の一端を担う事が出来たのは、私にとって忘れられない出来事であり、IAB は益々発展しつつあります。

3. 日本の軍事医学犯罪者と米軍との取引による免責

さて、次に取り上げたいテーマは、日本関東軍 731 部隊による軍事医学人体実験の Story です。国家による犯罪を掘り起こし明らかにして、それが 2 度とくりかえされないようにしようということです。

先ほども申し上げましたように、アメリカでは情報公開法がありますので、国立公文書館に出かけまして、日本の 731 部隊関連資料の公開を請求して、実際に手にとって見ることができました。トップシークレットの文書も、その 1985 年当時既に公開されていました。

ワシントン D.C. に本部がある国立公文書館本館ではなくて、メリーランド州のストランドにある国立公文書館に行かないと閲覧出来ない資料があるのです。そこで調査してお

りましたら 731 部隊／戦争犯罪関連で「Gray file」という名称のファイルというのがあるということがわかったので、その閲覧を請求しました。そこで、出てきた資料を見て、私はそれまで、色々と問題が解けないでいたことが一気に判明して、ショックでしたが納得できたのです。

何故かという、アメリカ軍は、当時の共産圏諸国に対抗して今後の生物化学兵器による軍事作戦を行う上で、どうしても 731 部隊の行った残虐非道な人体実験であっても、それらのある意味で入手が不可能な貴重なデータがどうしても欲しい。そして、そのために、そのデータと引き換えに戦犯として 731 部隊関係者は石井部隊長をはじめ、全員戦争犯罪人として訴追をしない。「それが国益にかなっている」と書いてある文書がありました。アメリカではとても入手できないデータなので、このデータと交換に、石井達を無罪放免にしたらどうかと国務・陸軍・海軍の調整委員会文書には「確信している」と書いてありました。英語の原文では「strongly believe」です。更に加えて国家安全保障（National Security Matter）の観点から、この人体実験データの入手は、アメリカにとっての国益にかなっているとして石井部隊長はじめ 731 部隊関連者を無罪放免にする決定をしたわけです。既に、お話したようにナチス・ドイツの軍事科学技術者たちを、アメリカは過去の履歴に関係なく受け入れ利用しました。それと同じように、日本でもアメリカと戦争犯罪人たちは取り引きしたのです。その極秘のスタンプが押されたドキュメントの中にこういうことが書いてあったのは大きなショックでした。

「我々は現在、現段階で、ナチスの医学者達を訴追している。そして、日本では、こうやってほとんどナチスと同じことをやった日本の医学者達を免責しようとしている。これは、将来、ことによったら問題を引き起こすことになる可能性もある」と書いてあったからです。これらの文書を書いた米軍のチェセルディン大佐、ターナー大尉やクレサップ海軍中佐などには石井部隊の医学人体実験の倫理的・法的問題点がわかっていたのです。これが当時のオリジナル文書からのコピーです。今日、ここに皆さんにお見せしようと思って持ってきました。このような歴史的に見て貴重な資料がかなりあって、ここに書いてあるように Confidential とか Top Secret という文字やスタンプを消した文書を、情報公開法に基づいて、入手出来ます。

私は詳細な現地調査のために中国のハルビン近郊にある 731 部隊本部跡地にも、2013 年に出かけて参りました。現在、731 部隊本部の堅固なコンクリート建築物は、博物館、陳列館になっております。更に、約 25 万坪にも及ぶ非常に広大な敷地に 731 部隊があったのです。当時、敷地内には飛行場もありました。現在は、かつての広大な敷地内には、かなり多くの家屋が建てられ、731 部隊に勤務していた人々のアパートには現地の人々が住み込んでいましたが、本部棟の近くには人体実験施設や生物化学兵器用の動物飼育室などの跡が残っていました。

最近、これを国連のユネスコの文化遺産として申請するという計画があります。石井部隊の跡地を訪問して、私自身非常に得るところが多く、かつアメリカの国立公文書館で発

見した日本軍による毒ガス軍事作戦に関する資料を裏付けるための調査を中国の方々と一緒にすることができたということは、大変に有益でした。なお、この 731 部隊本部での調査・研究の報告を『「ダークツーリズム」による問題提起をめぐってー日本におけるバイオエシックスの課題と方向性ー』というタイトルで「15 年戦争と日本の医学医療研究会会誌」（第 15 巻・第 1 号、2014 年 11 月）に執筆しましたので、お読みいただければと存じます。

4. アメリカの軍事犯罪——ヒロシマ・ナガサキの悲劇と ABCC

最後ですが、アメリカの第二次世界大戦中の軍事作戦の最大のものは、もちろん広島・長崎への原爆投下でした。どんな戦争目的の遂行のためであっても、かけがえの無い尊いいのちを瞬間的に喪失させ都市を徹底的に破壊した非人道的な核兵器の使用はあってはなりませんでした。被爆者の方々の決して消える事の無い悲惨な苦悩をもたらしたこの原爆使用はバイオエシックスの立場からはもちろん、あらゆる点から決して許されるべきものではありません。その上、広島・長崎への原爆投下後、人体実験の対象としての被爆者達の調査が ABCC によって始まったことも、いわば軍事医学人体実験そのものでした。これを行った研究調査機関は米国の原子爆弾殺傷委員会（Atomic Bomb Casualty Commission）といましたが、その後、日米合同へと組織変更により、現在は放射線影響研究所（略称・放影研）となっています。私は、この放影研の倫理審査委員会の長年にわたる活動状況を審査する委員として、米連邦政府のエネルギー省から任命されまして、2009 年と 2014 年の 2 回にわたり実際に広島を訪問し放影研での全体委員会に出席し審査を行いました。

以前から、私は、核兵器の「核」と、人間の遺伝子核の「核」、つまり、我々のいのちの本源ともいえるデオキシリボ核酸の「核」とがヒロシマとナガサキで出会ったという悲劇的な事実には大きな悲劇的インパクトを感じてきました。どういふことかといいますと、50 年以上にわたって蓄積されてきた原爆の被爆者の遺伝的データが、新しい時代の中で作られた Human Genome Project の Basic のデータとして利用されたということです。被爆者の膨大な遺伝的データがあつて、人間の遺伝子解析（ヒトゲノムプログラム）にあたつて、「これは利用できそうだ。」というので、連携して研究が推進されたという事実がありました。もちろんさまざまな研究のアプローチもあつたのですが、被爆者の貴重なデータと、未来を展望する医療と言われているヒトゲノムとのつながりということについては、ほとんど研究されてきていないので、バイオエシックスの視座からも今後の大きな研究課題の一つになると考えられます。

この事実から見て取れる事は、原爆で生き残った被爆者も研究・調査のデータに利用され、被爆者が亡くなられてから後も遺体を解剖されて得られた数々のデータもまた、生命医科学研究の発展のために利用されたという軍事医学研究の冷酷な事実です。

ともかく、このような悲惨な核兵器の使用と犠牲が 2 度とあってはなりません。バイオエシックスにおけるいのちの尊厳を守り育てる教育は、まずそのためにあるのです。

本日の講演では、ドイツ、日本、そしてアメリカとそれぞれの国の軍事医学の問題性とその第2次大戦後の動向の一端、特に軍事医学犯罪の国家による免責の非倫理性についてバイオエシックスの視座から批判しました。特に「倫理と法と医学」とが、人間のヒューマニティを根本から否定する戦争という「正義と法の支配」の逸脱状況において、最も過酷かつ残虐な悲劇をもたらしたという事実を見てきました。

これらの倫理と法と医学をめぐる Story は錯綜して、色々と複雑に絡み合っているので、私の Narrative もあちらこちらに展開してしまいました。ともかく、はっきりと言えることは、専門家も、一般人も人それぞれ、極めて複雑ないのちの現場、生活の現場で、いのちを生かすためのベストの生き方へと決断を迫られている時代を生きているということです。そして、正にバイオエシックス的生き方こそが、混迷する時代の中での人間としての未来への生き方を示すことになる、私は確信しています。

本日、私のささやかな Narrative を通してご理解いただけたように、ともに世界でも、日本でも「軍事医学」を全く必要としない時代を、そして何よりも戦争の無い世界を、平和を、日本の私たちが今こそ作り出していかなければならないと思うのです。

そして、それぞれ個性的でかけがえのない一人ひとりの人間としてのいのちの尊厳に基づいたバイオエシックス・ライフを平和な未来に向けて豊かに充実させつつ生きていこうではありませんか。

5. ELM ——未来への希望

さて、ここで、最後に一言申し上げて、私の講演を終わりたいと思います。私が、日本を含む世界各国の大学・研究機関などで提唱してきた、超学際的バイオエシックスとその教育、平和といのちを支え合う人権運動は ELM の国際的な意義と深くつながっています。

明治大学がこのような ELM 資料センターを開設し、日本の国際的な研究センターとして、世界に開かれ、各国からの研究者や一般の人々をも迎え、世界に発信していける場所になったのは大変に素晴らしいことです。

日本の大学で唯一の「法・医・倫理」資料館として開設されたこのユニークな ELM を、これから私たちは、大いに利用することによって、その内容を更に充実させ、積極的な研究・調査・プロジェクト、そして本日のような講演会・公開シンポジウム、セミナーなどへと展開させていく責任があるのだと思います。そして、ELM がわたくしたちの平和といのち、幸せの支え合いのための学問研究の具体的展開の場となり、未来への希望の象徴となることを確信しております。

本日は、明治大学 ELM の開設を重ねて心から喜び、お祝い申し上げる次第であります。どうも有難うございました。

小西 木村先生、どうもありがとうございました。さて、時間が短くはございますが、先ほどと同じように、またここからは木村先生へのご質問を頂戴する時間としたいと思います。何かご質問ございませんでしょうか。

鈴木[明治大学法科大学院医事法センター] どうもありがとうございました。鈴木利廣です。甲斐先生のご発言とも関連することなんですけれども、今日のテーマは「医と法、倫理をどういう位置づけにしていくか」ということが共通のテーマで、過去・現在・未来を語っていただいたわけです。先ほど木村先生からもご紹介がありましたように、ニュルンベルグ綱領からできたヘルシンキ宣言は、ナチス医療の反省から生まれているわけです。生命倫理4原則というのが1970年代の末に、これも臨床研究のベルモントレポートの中から取り入れられているもので、これもタスキ事件です。どちらも非人道的な人権侵害の経験から出てきたルールだろうと思うんですね。僕が実務法曹であることと関連しているんですけど、こういうものを起こさせないために、法規制、これが甲斐先生が言う、実体法的な規制なのか、罰則もつけるのかつけないのか、手続的な法規制にするのか、ということは、選択肢はあると思うんですけど、それがダイレクトに法規制につながらずに、バイオエシックス、生命倫理、医の倫理という、世界医師会の倫理の中に取り入れられたり、そういう倫理というところに留まっているということが、どのように関連するのか。もちろん、医療に関する法規制が慎重でなければいけないという問題提起はわかりますし、新しい医療技術が社会や人類をどう変えていくのか、ということを法律で規制するということは本当にいいのかどうかというのは、とりわけ現在の国会や日本の民主主義の現状などを考えると躊躇もあるんですけど、それをよりよい法規制のあり方ということにつなげて考えるのが原則かと思います。ひどい人権侵害があった事案からくる反省は、そこをどのように考えれば、つまり倫理と法の関係をどのように考えればいいか、というのが質問なのですが。伝わりましたでしょうか。

木村 これは、大変に大きな問題です。先生がおっしゃるようにバイオエシックスの発想を基盤にしながら、私達が「これだけはきちんと法的に対応できると」というものを創り出していかないといけないのではないかと思います。

今日は、指摘しませんでした。実は731部隊をめぐるStoryには、まだまだ多くの展開があるのです。731部隊と密接な関係にあった陸軍軍医学校の内藤良一中佐は戦後に日本ブラッド・バンク（後にミドリ十字）をという血液製剤の会社を設立したのですが、薬害エイズに関連して大きな問題となりました。これは鈴木先生の薬害エイズ訴訟とも関連するので、すごく大事なテーマです。薬害エイズ訴訟、ハンセン病国賠訴訟、薬害肝炎訴訟などで、それぞれ弁護団事務局長、東京弁護団副団長、全国弁護団代表として関わり大きく貢献された鈴木先生はじめ多くの支援者の考えに沿った形で、日本の「倫理・法・医学」のあり方をめぐって、かなりインパクトを与えられたのだと思います。

私が厚労省の厚生科学審議会委員をしていた時に GCP のガイドラインが検討されました。その後、何回か改訂されて変わっていきますけども、倫理的な原則がガイドラインという形で臨床現場に定着して、それが最終的には、日本の医療法というかたちで統合されて全体の枠組みを作るのが望ましいというのが私の考えです。

最終的には法的なシステムが、バイオエシックス的内容を機能的に保障する、それと同時にバイオエシックスが公共政策としての立法に積極的に関わって行くべきであるというのが私の基本的な考えです。

ですから、先生の訴訟活動は、バイオエシックスの視座で見ると、大きな意味がありました。法社会学的に見ても日本の社会の変革を担ったのだと思います。そして、同時に「患者を中心」とすべき日本の医療の在り方をめぐっても、そのインパクトは極めて大きいものがあったと思います。まさにバイオエシックスの展開であり、しかもそれは法のプロセスの中での生きた展開になった、と私は思っております。

鈴木 ありがとうございました。ちょっと午後の「医薬品の法と倫理」にも関連するテーマでお聞きしました。日本の裁判所にしても、日本の国会にしても、結局のところ、学際的研究を軽視して、政治的判断というところを重きにして、場当たりの対応しかしていないのではないかという風に思います。午後の薬事法学のテーマもそうなんですけれども、学際的研究とか学際的研究を社会の中に反映させていくというですね。もう少し学問をきちんと社会のルールや国会の中、政治的判断の前提として、学問の研究成果をきちんと踏まえなきゃいけないと思うんですが、日本の最高裁判所も含めて、あるいは国会の議論も含めてですね、憲法学者の言うことよりも政治的判断の方が大事だとか、そんなことばかり言っているようなこの社会をバイオエシックスが変えていくということを、このエールの未来というところにかけていきたいなと思います。今日はどうもありがとうございました。

木村 先生のおっしゃる通りです。私が提唱してきた「バイオエシックス」のベースには人権運動の展開があります。私たちの、自分のいのちをまもり育てるための人権運動がバイオエシックスの基盤なのです。私たちは、どんなに小さくても人権運動のネットワークによる社会変革の可能性を持っています。バイオエシックスという学問分野にしても、今から 40 年前には全く存在しなかった学問分野ですし、患者の権利という考え方も全くなかったわけです。

その意味では、私は、1987 年、日本で最初に設置された早稲田大学・人間科学部・必修科目「バイオエシックス」講座での教育・研究活動はもちろん、日本各地の国公立の総合大学、医科大学、看護学校、病院、研究所、官公庁、医師会、学会、高校などでのあらゆる機会をとらえて講義、講演やセミナー、シンポジウム等 1980 年代からバイオエシックスとインフォームド・コンセントなどの考え方を日本の社会と医療・看護の臨床現場で積

極的に展開するための努力を蓄積してきました。私のバイオエシックスの展開には、患者・家族や医療や看護の現場の多くの方々のサポートがあったのは、本当に有り難いことでした。

また、鈴木先生は日本における患者の権利のイニシアティブをとったパイオニアです。「患者の権利」運動の展開もその一例ですが、やはり私たち一人ひとりが、この日本の社会において、いのちを守り育てる人権運動を通して「倫理・法・医学」への認識を深め、「患者中心」の医療へと大胆に変革していくという使命に生きるということがとても大事なことでと思うのです。

最後に、ここは明治大学ですので、どうしても申し上げたいことがあります。明治大学はユニークな法律家を輩出しておりますが、その中のお一人が布施辰治先生だと思います。布施先生は、一時東京専門学校に籍をおいた後に明治法律学校に学び、日本の弁護士として、正義のために戦った数少ない当時の体制への徹底的批判者の一人でした。特に朝鮮の方々の人権をまもるために命がけで戦いました。関東大震災の時の朝鮮人虐殺事件についても徹底的な抗議を官権に対して行いました。この布施辰治先生は「生きるならば民衆のために、死ぬならば民衆のために」と語られました。明治出身の偉大な弁護士です。牢屋に入ったのです。何回も。生きるも死ぬも民衆のためという、このスピリットがあってこそ、弁護士として人々のために正義を求めて戦い、多くの人々の人生に大きな影響を与えたのではないかと思います。

私は、明治大学が生んだ偉大な人権弁護士、法律家である布施辰治先生のことを思い起こし、一人ひとりのいのちの尊厳を大事にする人権運動を基盤としたバイオエシックスを展開するために、これからも布施先生のスピリットに学び続けたいと願っております。そのことをこの場を借りてぜひともお伝えしたいと思いました。

どうも有難うございました。

鈴木 ありがとうございます。今日は布施先生の企画が同じ時間帯に重なってしまいまして、大変失礼しました。

小西 ありがとうございます。木村先生のお話をまだまだお伺いしたいところではございますが、お時間となりましたので、これで木村先生のご講演のお時間は終了とさせていただきます。木村先生、どうも貴重な話をありがとうございました。

皆さんもう一度、甲斐先生、木村先生への盛大な拍手をお願いいたします。そして、ELMへのエール、ありがとうございました。

皆さんありがとうございます。これにて午前中の記念講演については閉会とさせていただきます。

